

平成31年 3月29日

川島町長 飯島和夫様

川島町行政改革推進委員会

会長 大森達也



川島町における行政改革の見直しについて（提言）

川島町におかれましては、昭和60年に川島町行政改革推進委員会を設置し、翌61年に「川島町行政改革大綱」を策定して以来、平成7年に「新川島町行政改革大綱」、平成17年に「第3次川島町行政改革大綱」、平成28年に「第4次川島町行政改革大綱」を策定し、今日に至るまで、社会情勢の変化に対応しながら、事務事業の効率化や職員定員の適正化など、計画的な行政改革に取り組んでこられたことに敬意を表します。

しかし、近年の少子高齢化や情報化の急激な進行や、本格的な人口減少社会の到来によって自治体経営が多角化、高度化する中、行政改革の意味を問い直す必要が生じていると思われます。こうした状況下において、本委員会では、人件費の削減を始めとした、最少経費での事務事業の効率的な実施といったこれまでの視点から、行政改革に係る取組を多岐に渡り実施及び評価することが、真に「行政の改革」を達成するために必要であるか疑わしいと考えています。さらに、現在川島町で実施している行政改革の手法では、変化の激しい現代において、目まぐるしく変化する住民ニーズを捉えたものとは成り難いとも考えます。

そこで、今後の川島町の行政改革について、下記のように改変していただくよう提言します。町長におかれましては、本提言に基づき、新たな行政改革の推進に取り組まれますよう要望いたします。私たち委員につきましても、単に行政サービスの受け手としてだけでなく、まちづくりの担い手として町政に積極的に参画し、今後の川島町が活気と活力に満ち溢れたまちとなるよう町政と協働して尽力してまいりたいと考えております。

記

1 第4次川島町行政改革大綱について

本大綱は、平成32年度までを計画期間としているが、策定時から社会情勢が変化し続けていることを踏まえると、現在取り組むべき課題を捉えた内容とは言えない。よって、平成30年度をもって本大綱を廃止すること。

2 行政改革の手法について

目まぐるしく変化する社会情勢に対応するためには、民間企業等が持つ新たな発想や視点から自治体の経営能力を強化する必要がある。このため、広範な分野から選出された委員で構成される本委員会において、町の現状や適時性のある問題を取り上げ、「組織や機能を改革する」という本来の行政改革の意味に沿って、問題を解決する方針を定め、施策等を議論し、町長へ提言する。